

五総防発第563号
令和8年2月10日

各公民館長・組長 殿

五ヶ瀬町長 小 迫 幸 弘
(公印省略)

令和8年度交通災害共済加入申し込みについて（通知）

町村交通災害共済につきましては、例年加入促進にご協力いただき誠にありがとうございます。この制度は、交通災害に対して年間500円の掛金で最高100万円の見舞金を支給するものです。万が一の交通事故に備えてご家族で加入していただきますようご案内いたします。

詳しくは、全世帯に配布しております「交通災害共済加入申込書」（A5サイズ・7枚つづり）をご参考いただき、令和8年3月31日までに申込書と現金を持参の上、郵便局窓口でお申し込みいただくようお願いいたします。

また、加入者で災害見舞金を申請されていない方は、事故発生から3年以内は請求できますので、漏れのないよう請求していただきますようお願い致します。

記

- 1 共済期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
※令和8年3月31日までに加入済の場合
※4月1日以降も加入できます。領収印の翌日から有効です。
- 2 交通災害共済に加入できる方は、五ヶ瀬町内に居住し、住民登録がある方です。
※修学のため、一時的に町外に転出している学生の方も加入できます。
- 3 加入受付は、郵便局窓口のみの取り扱いとなっています。
※役場での受付はできませんのでご注意ください。
- 4 参考：令和7年度交通災害共済加入状況

(令和7年10月1日現在)

加入実績	434 名
掛金総額	217,000 円

(文書取扱 総務課)
電話：82 - 1700

令和8年度

交通災害共済

家族にやさしい安心。

ワンコインの「お守り」



自動車や自転車、バイクなどの交通による人身事故で、加入者がケガ(通院・入院7日以上)、死亡のときにお見舞金をお支払いします。



令和8年
2月1日受付開始!

共済期間

令和8年 4月1日
↓
令和9年 3月31日

4月1日以降にお申し込みの方は、領収日付印の翌日～令和9年3月31日

※修学のため、一時的に区域外に転出している学生も加入できます

下記の区域に居住し、住民登録をしている方が加入できます

- 三股町/高原町/国富町/綾町/高鍋町/新富町/西米良村/木城町/川南町/都農町/門川町/諸塚村/椎葉村/美郷町/高千穂町/日之影町/五ヶ瀬町
- 宮崎市 清武町・田野町・佐土原町・高岡町 ● 都城市 山之口町・高城町・山田町・高崎町
- 延岡市 北方町・北川町・北浦町 ● 日南市 北郷町・南郷町

交通災害共済とは？

日本国内において、道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路で、自動車・バイク・自転車等の車両および汽車・電車・航空機・旅客船等の交通機関の交通に伴う人身事故により、加入者が死傷した時に見舞金をお支払いする制度です。(自損事故も含まれます)

対象となる交通事故の例

下記のような車両を伴う交通事故で死傷した場合

バイクと
自動車の事故



歩行者と
自転車の事故



車両の
単独事故



自転車同士の
事故



対象とならない事故の例

一輪車や
スケートボード等の
遊具による
単独事故



小児用自転車や
シニアカー等の、
車両に該当しない
乗り物での単独事故



歩行中の
単独事故



歩行者同士の
事故



次のような場合は、災害共済見舞金の全部または一部をお支払いできません。

災害見舞金はお支払いできません

- × 自殺による事故
- × 無免許運転による事故
- × 酒酔い運転による事故
- × 著しく速度制限に違反した運転による事故
- × 故意または重大な過失による事故
- × 虚偽の請求をしたとき
- × 地震、噴火、津波又は暴動等に起因する事故

災害見舞金の一部はお支払いできません

- ▲ 正当な理由なくして、傷害の治療に関する医師の指示に従わなかったとき
- ▲ 盗車または無断で他人の車を運転し、事故を起こしたとき
- ▲ 酒気帯び運転による事故
- ▲ 酒酔い運転または無免許運転の車両に同乗中、交通災害を受けたとき
- ▲ 一般の人が立ち入ることのできない作業場、鉄道または軌道の線路内での交通事故

詳しくは、お住まいの町村役場・市総合支所へお問い合わせください。